常磐自動車道　大熊地区施工管理業務

特　記　仕　様　書

令和８年１１月

東日本高速道路株式会社

東北支社いわき工事事務所

１．業務概要

１－１　業 務 名　　常磐自動車道　大熊地区施工管理業務

１－２　路 線 名　　高速自動車国道　常磐自動車道

１－３　履行場所

契約書第８条第３項に示す履行場所は、福島県いわき市平字城東 2-7-11（いわき工事事務所内）とする。

１－４　業務の対象

業務の対象となる工事等の箇所は次のとおりとする。

（自）福島県双葉郡大熊町野上

（至）福島県双葉郡大熊町野上

２．適用する共通仕様書

契約書第１条に規定する「施工管理業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は令和８年１月版とする。

３．施工管理業務費

３－１　管理業務費

本業務の対象となる工事等は、下記のとおりである。

（１）概要

常磐自動車道 大熊ＰＡ（仮称）の事業に関する土木施工管理業務である。

これに伴う当業務は、事業の実施にあたり、調査・設計及び関係機関との協議等に関する業務を履行するものであり、主な業務内容は下記のとおりである。

１）調査業務及び設計業務の発注資料の作成・整理・照査

２）工事の発注資料の作成・整理・照査

３）施工計画の整理・検討

４）関係機関との協議・調整等

５）その他関連する事務

なお、受注者は本業務において上記を実施するために監督員の指示に従い、これを補助するものとし、上記のほか監督員が必要と認め、指示した事項についても業務を行うものとする。

（２）工事計画等

１）新規発注調査等

工　　種	令和９年度			
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
調査業務	1件	0件	0件	0件

なお、上記調査計画の詳細については、別添１のとおりである。

４．就業日及び就業時間

共通仕様書１－９に示す業務実施計画書の作成にあたっては、下記に示す発注者の就業日、就業時間を参考に受注者の就業規則に基づき業務実施が可能な計画するものとする。

４－１　就業日

発注者の就業日は次の各号に掲げる日を除く日である。

①日曜日及び土曜日

②国民の祝日に関する法律に規定する日

③年末年始（１２月２９日から１月３日まで）

④その他当社が指定する日

４－２　就業時間

発注者の標準就業時間は、午前９時００分から午後５時３０分（午後０時から午後１時までは休憩時間）である。

４－３　放射線障害防止措置

（１）受注者は、平成 23 年 12 月 22 日厚生労働省令第 152 号に定める除染電離則または同省が定める除染ガイドライン(「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成 23 年 12 月 22 日基発第 1222 第 6 号)）が適用される工事等の施工管理業務を行うときは、次の被ばく線量を限度として使用人等の被ばく線量管理を行わなければならない。ただし、受注者が発注者より低い被ばく線量の限度を設定し管理することは妨げない。

①男性　１年間で 20mSv を上限とし、１回あたり最大 1mSv 以内

②女性　３ケ月で 5mSv を上限とし、１回あたり最大 1mSv 以内

なお、妊娠中の女性（妊婦と診断されたときから出産までの間）は、除染特別地域内の業務を行わせてはならない

（２）受注者は、上記（１）に掲げる措置の他、対象地域における業務の履行に必要な措置について業務実施計画書に記載するものとし、発注者は、業務実施計画書に基づき実施された措置について、必要と認められるときは設計図書を変更し、監督員が必要と認めたときは、業務委託料の変更について協議するものとする。

（３）受注者は、上記（１）に掲げる措置を実施することが困難と認められるときは、措置の実施方法について監督員と協議するものとする。

なお、発注者が措置の実施に協力した場合においても、受注者の責任が減免されるものではない。

５．直接経費

５－１　管理用自動車

（１）管理用自動車（ハイブリッド自動車（ＨＶ）を含む）の費用には、賃料、保険（搭乗者障害保険含む)、燃料等の費用を含むものとする。

（２）管理用自動車の搭乗者障害保険の補償額は、1,000 万円/名以上とする。なお、保険加入の写しを監督員に提出するものとする。

（３）受注者は、現場において監督員等の立会、検測等が必要となった場合については、監督員等に管理用自動車へ同乗を求めることが出来るものとする。

（4）管理用自動車の月平均運転日数は、19.5 日／月とする。
（5）管理用自動車は、1,500 ccライトバン（２WD）以上のものとする。

6．出張旅費等

6－1　精算

当該業務の実施に必要な出張旅費及び有料道路通行料金等について、６－２、６－３及び６－４に従って支払うものとし､契約書第 25 条の規定に基づき精算調書により精算するものとする。なお、契約金額の総額を超過する場合は、契約変更を行うものとする。

6－2　配置技術者出張旅費

（1）業務履行場所から１－４に示す工事等箇所以外で業務を行う必要があると認められる場合は、出張旅費を支払うものとする。
（2）出張旅費の予定額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）は、配置技術者１人・1 月当たり 10,000 円とする。なお、出張旅費は、下表に示す額を上限として監督員が当該業務の実施に必要と認めた額により出張旅費を精算するものとする。

区分	上限額
交通費	調査等積算基準第１編１－４による
宿泊費	東京都区内に宿泊した場合：16,000 円 東京都区内以外に宿泊した場合：13,000 円

6－3　有料道路通行料金

（1）受注者の管理用自動車による業務履行場所から１－４に示す工事等箇所への移動について、業務の遂行上有料道路を利用する必要があると認められる場合は、有料道路料金を支払うものとする。
（2）有料道路通行料金の予定額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）は、管理用自動車１台・1 月あたり 39,600 円とする。

なお、有料道路通行料金は、ETC 無線通行に要した費用を上限として監督員が当該業務の実施に必要と認めた額により精算するものとする。

6－4　情報端末利用費

（1）受注者は、６－５に基づく情報端末を配置者１名につき１台自ら用意するものとする。端末利用については、当社の情報セキュリティ対策規程を遵守しなければならない。
（2）情報端末利用費の予定額は１台・1 月当たり 10,000 円（通信費含む）とする。情報端末利用費には端末費、通信費、設計図書に示す管理サービス費及び周辺機器費等を含むものとする。また、上記予定額を上限とし、監督員が必要と認めた額により精算するものとする。

6－5　情報端末

情報端末とは、Web 会議等の打合せ参加や、現場立会時等における監督員及び工事等受注者との情報伝達・情報共有するために用いるモバイルデータ通信が可能なツールをいう。

（1）標準仕様

要件	内容
OS	iOS を推奨。なお、Android 端末等の調達は否定しない。
バージョン	iOS14 以上を推奨
端末サイズ	10 インチ程度
モバイルデータ通信規格	4G 以上
カメラ（動画・静止画）	現場報告や立会などでカメラ機能を使用し写真または動画を撮影するため、業務に必要なレベルの画素数を有すること
Web ブラウザ	業務の遂行上必要な機能・性能を有していればよい
GPS	
マップ	
Wi－Fi	
Bluetooth	
防水・防塵性能	

（2）管理サービス

要件	内容
リモートワイプサービス	タブレット端末を遠隔により初期化
遠隔ロックサービス	タブレット端末を遠隔によりロック
ウイルス対策サービス	iOS 端末以外の場合は、アンチウイルスソフトアプリをインストールし、利用者が定期的にウイルスチェックを実施

7．貸付品等

7－1　貸付品

契約書第 13 条第 1 項及び第 14 条に規定する貸付品、庁舎等は、次のとおりとする。

なお、貸付品の数量については、業務実施体制資料に基づく業務実施体制（以下「業務実施体制」という。）に基づくものとし、業務実施体制に変更が生じた場合で、監督員が必要と認めた場合は、変更業務計画書に基づく貸付品の数量を変更するものとする。また、貸付品の引渡場所は、履行場所とし、その引渡時期については、業務体制に基づく日とする。

番号	名称	内容	備考
①	管理用事務室等	・受注者が業務を実施するために使用する事務室 ・業務履行場所の施設の一部を業務実施体制により配置される人員１人あたり 1.68 ㎡を貸付する	水道光熱費の取扱いを含む
②	机、椅子、更衣ロッカー	・受注者が業務を実施するために使用する事務室等に備え付けの備品 ・業務実施体制により配置される人員１人あたり１脚、１台を貸付する	
③	パーソナルコンピュータ	・受注者が業務を実施するために使用するもの ・業務実施体制により配置される人員１人あたり１台を貸付する	

７－２　管理用事務室等

管理用事務室の貸付の面積には、７－１の番号②に示す机、椅子、更衣ロッカーの設置面積を含むものとする。

７－３　パーソナルコンピュータ

パーソナルコンピュータに使用するソフトウェアについては、貸付品に備えられているもの及び当社が導入しているもの以外の使用は認めないものとする。なお、貸付するパーソナルコンピュータの利用については、当社の社内ネットワーク利用規定等を遵守しなければならない。

７－４　貸付手続き

（１）管理用事務室等

受注者は、７－１の番号①については、契約書第 14 条に基づき不動産使用貸借契約を締結するものとする。不動産使用貸借契約の締結に当たっては、別添２による申請書を履行場所の事務所の長に提出するものとする。なお、不動産使用貸借契約書の標準書式は別添３とする。

（２）パーソナルコンピュータ等

受注者は、７－１の番号②及び③については、契約書第 13 条第 2 項及び第 4 項の規定により、借用書・返還書（別添様式１）を監督員に提出するものとする。

７－５　費用

７－１に示す貸付に要する費用は、８．現場業務直接費に示すとおりとする。

８．現場業務直接費

現場業務直接費とは、業務を実施するために直接要する費用で消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいい、契約書類で受注者の負担で行うとされた業務の従事者が業務実施に際して必要となるパーソナルコンピュータ費に係わる費用等のすべての費用をいう。

８－１　パーソナルコンピュータ費

受注者は、当社が７－１の番号③に基づき貸付するパーソナルコンピュータの費用として、１台１ヶ月当り 6,500 円に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額）を業務実施体制に基づき、業務履行場所の事務所に支払うものとする。

８－２　外部駐車場利用費

外部駐車場利用費とは、受注者にて調達する管理用自動車の保管場所の利用に係る費用をいい、保管場所の調達等管理用自動車の保管および利用に係るすべての費用を含むものとする。

１台・１ヵ月当り	外部駐車場利用費	備考
賃料	8,000 円	

なお、業務の実施にあたって、契約する外部駐車場を変更した場合の費用については、監督員と別途協議する。

９．次年度以降の取扱い

本業務は、次年度以降も行う予定である。業務の実施にあたっては、発注者が行う本業務の事前検査及び、発注者が提示する工事計画等に対して受注者が作成する業務体制資料を勘案し、本業務の実施者と随意契約をする場合がある。なお、この場合業務体制資料における管理技術者については、本業務において届出た者またはこれと同等程度の業務実施上の能力を有する者の配置を予定しなければならない。

１０．消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う取扱いについて

（１）業務委託料における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額については、消費税等の改正に伴い適用となる税率に基づき算出するものとする。

（２）受注者が請求する消費税等の額は、消費税法等の改正に伴い適用となる税率に基づき請求するものとする。

以　上

別添１

調　査　等　概　要　書

東北支社　いわき工事事務所

（調査業務）

<table>
<tr><td>業務名</td><td>常磐自動車道　大熊ＰＡ路線測量</td></tr>
<tr><td>履行内容</td><td>
<table>
<tr><th>項目</th><th>単位</th><th>数量</th></tr>
<tr><td>路線測量</td><td>㎞</td><td>1.0</td></tr>
<tr><td>詳細測量</td><td>万㎡</td><td>3.0</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>公告時期</td><td>令和９年度　１／４半期（約１０ヶ月）</td></tr>
</table>

別添２

年　月　日

東日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（事務所長）　　殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

常磐自動車道　大熊地区施工管理業務における契約書第 14 条の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

記

１．不動産の種類（土地、建物、倉庫、車庫、駐車場所 等）
２．不動産の所在地
３．不動産の使用目的
４．必要面積
５．貸付希望期間
６．その他
７．添付書類
○ 契約書等写し

以　上

別添３

不 動 産 使 用 貸 借 契 約 書

東日本高速道路株式会社（以下「甲」という。）を貸し主とし、○○○○○○○○○（以下「乙」という。）を借り主として、次の条項の定めるところにより不動産使用貸借契約を締結する。

協定、委託または請負業務契約等がある場合	協定、委託または請負業務契約等がない場合
（貸付物件） 第１条 甲は、甲乙間で別に締結した○○○○業務委託契約（協定、委託または請負業務契約名等を記入。）の規定に基づき、別紙１に記載する不動産を乙に貸付けるものとする。	（貸付物件） 第１条 甲は、別紙１に記載する不動産（以下「不動産」という。）を乙に貸付けるものとする。

（使用目的）
第２条 乙は、前条の不動産を（ 協定若しくは委託または請負業務契約名等を記入 ）を実施するために使用するものとする。

（貸付期間）
第３条 貸付期間は、（元号）○年○月○日から（元号）△年△月△日までとする。
２ 甲は、前項の貸付期間が満了する３ヶ月前までに、乙は１ヶ月前までに、相手方に対し文書による本契約の解約の通知がないときは、引続き同一条件で１年間更新するものとし、その後の期間満了についても同様とする。

（使用料）
第４条 使用料は、無償とする。

（善管注意義務）
第５条 乙は、不動産を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

（禁止事項）
第６条 乙は、不動産を第２条に規定する使用目的以外のために使用し、第三者（乙が実施する業務に必要な協力会社等を含む）に権利を譲渡又は転貸し、若しくは担保の用に供してはならない。
２ 乙は、甲の承認を得ないで不動産の原状を変更してはならない。

（維持保全）
第７条 不動産（土地の付着物に限らず、不動産と構造上・用法上一体となっている設備・構造物等を含む）にかかる維持修繕（大規模な修繕を除く。）は、乙がその費用で行うものとする。
２ 乙は、不動産に修繕を要する箇所が生じたときは、直ちにその事項及び事由を甲に報告するものとし、維持修繕工事の内容、実施方法等について了解を得て実施するものとする。

（費用負担）
第８条 前条第１項の不動産にかかる維持修繕に要する費用及び光熱水費は、乙が負担する。
２ 乙が負担する不動産の維持修繕の範囲は、別紙２のとおりとする。
３ 甲は、乙が負担する光熱水費を算定し、乙は、甲の発行する請求書に基づき甲の指定する期日までに甲の指定する方法により支払うものとする。
４ 第２項及び前条第２項による維持修繕により不動産に価格の増加が現存している場合であっても、乙は甲に対して有益費の償還請求権を放棄するものとする。

（実地調査等）
第９条 甲は、管理上必要があると認めるときは、不動産についての報告を求め、又は立入調査することができるものとし、乙は正当な理由なくして、これを拒むことができない。
２ 前項に基づく調査等の結果、甲が不動産の管理及び使用等について乙に指示したときは、乙は直ちにこれに従わなければならない。

（特約事項）
第１０条 甲が不動産等を管理する上で駐車車両の移動の必要があると認めたときは、乙はこれに従わなければならない。

（損害賠償）
第１１条 乙は、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙の費用において、責任をもって損害を賠償するものとする。

（甲の免責事項）
第１２条 甲の責に帰することのできない事由又は甲が行う正当なる維持修繕及び改造工事等により、乙が被った不便、損害については、甲はその責を負わない。

（契約の消滅等）
第１３条 天災地変その他不可抗力等賃借人の責に帰することができない事由によって不動産（土地の付着物に限らず、不動産と構造上・用法上一体となっている設備・構造物等を含む。以下本条において同じ）の一部が滅失もしくは損傷して不動産の使用ができなくなった場合には、甲乙協議して定めるものとする。
２ 天災地変その他不可抗力等賃借人の責に帰することができない事由により不動産の全部または一部が滅失もしくは破損して不動産の使用が不可能となった場合、本契約は当然に消滅する。

協定、委託または請負業務契約等がある場合	協定、委託または請負業務契約等がない場合
（契約の解除等） 第１４条 乙に次の各号の事由の一つにでも該当することがあった場合、甲は、乙に対して相当期間を定めた是正の催告をし、乙がその期間内に是正をしなかったときは本契約を解除できる。	（契約の解除等） 第１４条 （左に同じ）
一 乙が本契約（次項に挙げられたものを除く）に違反したとき	一 （左に同じ）
二 乙が不動産を使用していないと甲が認めたとき	二 （左に同じ）
２ 乙に次の各号の事由の一つにでも該当することがあった場合、甲はなんらの催告を要することなく本契約を直ちに解除することができる。	２ （左に同じ）
一 第１条に規定する○○契約が解除されたとき	（左の第１号を削除）
二 乙の資産、信用または事業にかかる重大な変動があり、本契約を継続しがたいと甲が認めたとき	一 （左に同じ）
三 乙が債務の履行を拒絶する意思を明示したとき、または、債務の一部の履行が不能もしくは債務の一部の履行を拒絶し、これによって残存部分の履行によっては本契約の目的が達成できないとき	二 （左に同じ）
３ 前２項の規定は、各号に該当する事由につき甲の責に帰すべき事由がある場合であっても、甲の解除権の行使及びその効力は妨げられない。	３ （左に同じ）

（期間内解約）
第１４条の２ 甲又は乙は、契約期間中にかかわらず本契約を解約することができるものとする。

２　前項の解約にあたっては、甲は本契約の解約日の３か月前までに、乙は本契約の解約日の１か月前までに、相手方に対して書面をもって解約の通知をしなければならない。

（原状回復と返還）
第１５条 乙は、第３条に規定する期間が満了したとき又は前条の規定により本契約の解除があったときは、甲の指示に従い乙の費用をもって、甲の指定する日までに不動産を原状に復し、返還しなければならない。ただし、甲が原状回復の必要がないと認めたときは、原状回復を免除することができる。
２　返還にあたっては、甲乙立会いのもと、不動産の現況を確認するものとする。
３　通常損耗および経年劣化に該当する部分については、原状回復義務の対象外とする。

（契約の変更）
第１６条 本契約の内容について変更する必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、別途変更契約を締結する。

（その他）
第１７条 本契約に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所
東日本高速道路株式会社支社等名
支社等の長

乙

別紙１

所在地	不動産の名称	貸付面積（㎡）	備考

（別添図面赤色部分）

別紙２

維持修繕項目	摘　要	備　考
窓ガラスの破損		
電球、笠、コード、ソケット等物品の取替	取替は、現在使用中の品質、種類、数量によること。	
金具、器具及び錠前等物品の修繕及び取替		
草刈り		
その他軽微なもの		

別添様式１

年　　月　　日

監督員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

㈱○○○○

管理技術者

借　用　書　・　返　還　書

（業務名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり借用・返還しました。

記

１．材料名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．数　量　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．その他　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿